

**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（案）等に対して提出された意見及び総務省の考え方  
（令和8年1月20日～2月18日）**

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（案）等」に関して、令和8年1月20日（火）から令和8年2月18日（水）まで御意見を募集したところ、計3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、御意見の内容を適宜整理しています。

また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	標準仕様書の第何版と対照するか明示すべきではないか。 総務省の他の業務には、機能要件、帳票要件等具体的な内容が提示されているが、税務のみ提示しないのはなぜか。内容の確認ができないと意見も出せないのではないか。税制改正の内容が未確定であっても案であれば本パブリックコメントにて一旦公表してもよいのではないか。	御意見として承ります。	無
2	個人	本省令案に関連して、国民健康保険税の情報連携の位置付けについて意見を申し上げます。  現状、国民健康保険税の情報がマイナポータル連携の対象として十分に扱われておらず、確定申告の場面では納付額の確認と入力を利用者が手作業で行わざるを得ません。この手作業は、利用者の負担増にとどまらず、入力誤りや確認漏れを誘発しやすく、結果として申告の正確性と行政コストの双方を損ないます。国として「正しい申告」を求める一方で、申告に不可欠な基礎情報の取得と転記が個人の努力に依存している状態は、制度設計として整合性を欠いているように見えます。  また、自治体クラウドへの移行や標準化を進めるのであれば、単に内部処理の標準化に留まらず、国民が直接体感するフロントの利便性、すなわちマイナポ	国民健康保険税の情報連携に係る標準機能等について告示等で位置づけることについては、御意見として承ります。	無

		<p>タル等との連携までを含めて、標準化の効果が発現する構造にしておくことが合理的です。国民健康保険税は地方税として自治体の所管である一方、確定申告における控除の実務と直結し、国税手続の利便性にも影響します。所管の違いを理由に連携が後回しになるほど、標準化とデジタル化の目的が薄れてしまいます。</p> <p>したがって、標準化基準および関連する告示等において、国民健康保険税についても、納付額等の必要データ項目の定義、データの電子的な出力要件、連携インタフェースの考え方、責任分界とセキュリティ要件（本人同意、閲覧制御、監査ログ等）を明確に位置付け、マイナポータル連携に向けた実装を促進する扱いを検討いただけますと幸いです。あわせて、自治体側での対応が遅れている要因が制度、運用、技術、予算のいずれにあるのかを整理し、国としてのロードマップと到達点を明示することが、自治体と事業者の計画性を高め、結果として移行コストの抑制にも資すると思われま。</p> <p>国民が確定申告で感じる不便さは、制度の細部ではなく、行政サービスの品質そのものとして受け取られます。標準化の機会を、国民健康保険税を含む基礎情報の連携まで一体で進める契機としていただきたく、お願い申し上げます。</p>		
3	個人	<p>ほかの業務は改正案を出しているのに、なぜ税業務だけ概要なのでしょうか。これで判断できるわけがありません。怠慢せず、きちんと整備してからパブコメを実施すべきです。</p>	御意見として承ります。	無

【提出意見 3件】上記の他、案とは無関係の御意見と判断し、提出意見として扱わなかったものが1件ありました。